

警察本部長が所掌する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱の制定について
(例規通達)

(平成13年9月25日)
(栃務第18号栃木県警察本部長通達)

このたび、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第30条第2項の規定に基づき、警察本部長が所掌する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱を別添のとおり定め、平成13年10月1日から施行することとしたから、誤りがないようにされたい。

別添

警察本部長が所掌する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第30条第2項の規定に基づき、知事が所管し、警察本部長が所掌する出資法人等（栃木県情報公開条例施行規程（平成13年栃木県警察本部訓令甲第21号）第12条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。）の情報公開の推進に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 出資法人等の責務

出資法人等は、次の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- 1 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人 文書等の開示及び経営状況等の公表
- 2 1に掲げるもの以外の出資法人等 経営状況等の公表

第3 文書等の開示

- 1 文書等の開示を行う出資法人等は、条例の趣旨にのっとり、文書等の開示に関する規程を定めるものとする。
- 2 1に掲げる措置によって、当該出資法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害すると認められる場合には、当該出資法人等、当該出資法人等を所管する課長（以下「所管課長」という。）及び警務部警務課長が協議の上、適用除外事項を設けることができる。

第4 経営状況等の公表

- 1 経営状況等の公表を行う出資法人等は、別表に掲げる区分に従い、同表に掲

げる経営状況等に関する資料を所管課長を経由して警務部県民広報相談課長（以下「県民広報相談課長」という。）に提出するものとする。

2 県民広報相談課長は、1の資料の提出があったときは、警察本部の情報公開窓口その他必要な場所に備え、県民の閲覧に供するものとする。

第5 所管課長の指導等

1 所管課長は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、出資法人等に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

2 所管課長は、出資法人等の情報公開に関して、苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、苦情の申出者、当該苦情の申出に係る出資法人等の役職員その他の関係者に対し、質問を發し、又は意見の陳述、必要な書類の提出若しくは説明書の提出を求めることができる。